

中城村国土強靱化地域計画【概要版】

1. 計画策定の趣旨

- 平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月、同法第10条の規定により、国は「国土強靱化基本計画」を閣議決定しています。また、沖縄県においても、平成31年3月に「沖縄県国土強靱化計画」が策定されています。

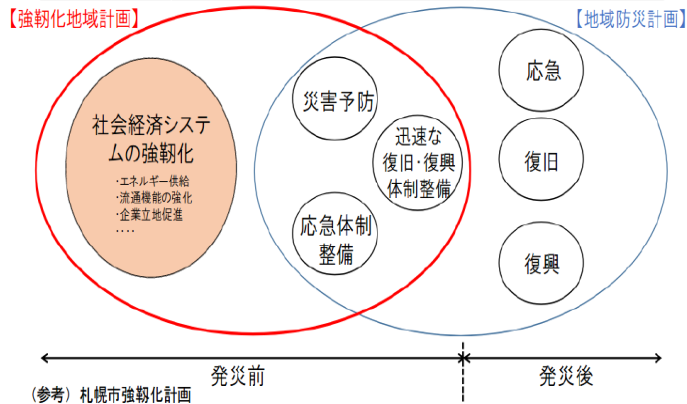
2. 国土強靱化（イメージ）

- 大規模自然災害に備えるため、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「中城村国土強靱化地域計画」を策定する。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図】

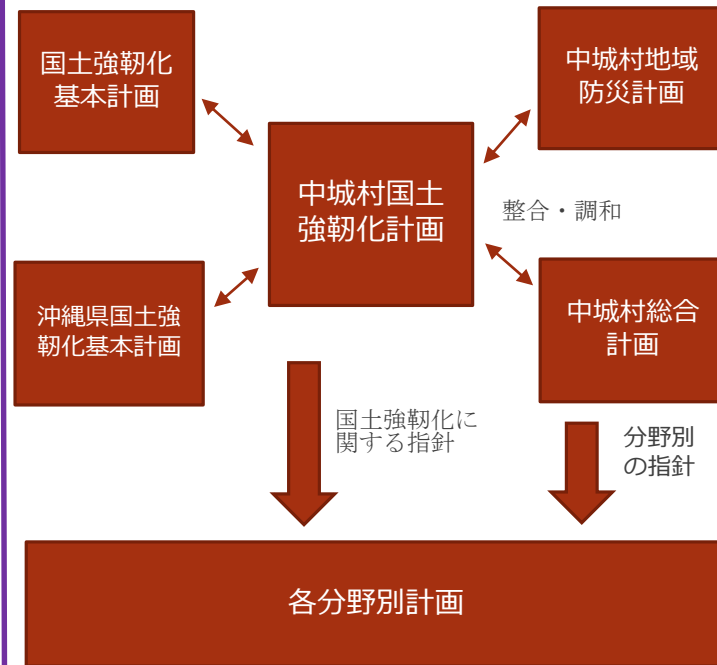
地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



(出典) 国土強靱化地域計画策定ガイドライン (第5版) 基本編

【国土強靱化地域計画と他の計画等の策定イメージ図】



3. 地域強靱化の基本的な考え方

第1章 本村の地域特性

村の地域特性を踏まえ、大規模自然災害全般を想定

第2章 地域強靱化の基本的な考え方 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興



第3章 脆弱性評価 評価の枠組み及び手順

- ① 33の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定
 - ② 各リスクシナリオごとに必要な施策・課題等を洗い出し
 - ③ 洗い出した必要な施策、課題等を9の施策分野ごとに整理
- ※別紙1 33の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)



第4章 地域強靱化の推進方針(施策分野ごとの推進方針)

- ① 地域強靱化のために必要な施策
- ※別紙2 施策分野ごとの推進方針



第5章 計画の推進と不断の見直し

- ① 他の計画等の必要な見直し
- ② 本計画の進捗管理と不断の見直し

別紙1 33の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地および避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

表 33の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)

5.	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	5-1.	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下。
		5-2.	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止。
		5-3.	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等。
		5-4.	食料等の安定供給の停滞。
6.	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1.	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止。
		6-2.	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常温水等により用水の供給の途絶。
		6-3.	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止。
		6-4.	地域交通ネットワークが分断する事態。
		6-5.	災害がれきの発生による交通機能及び生活機能の停止。
7.	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1.	住宅地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺。
		7-2.	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生。
		7-3.	有害物質の大規模拡散・流出。
		7-4.	農地・森林等の荒廃による被害の拡大。
		7-5.	風評被害等による地域経済等への甚大な影響。
8.	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1.	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-2.	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-3.	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-4.	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態。

別紙2 施策分野ごとの推進方針

(1) 行政機能／消防機能

- 大規模災害対応力の強化
- 災害対策本部運営訓練の実施
- 自主防災組織の拡充及び強化
- 災害時における事業者等との連携強化
- 公共建築物等の耐震化の促進
- 応援体制の強化

(2) 地域・都市

- 公共建築物等の耐震化の促進（再掲1）
- 自主防災組織の拡充及び強化（再掲1）
- 地域防災力の向上
- 密集市街地等の整備改善と避難地等の確保
- 住宅、建築物等の耐震診断・改修促進
- 地域の浸水対策
- 安定した水資源の確保と上水道の整備
- 要配慮者の安全確保
- 地域安全対策の推進
- 土砂災害対策
- 高潮等対策
- 治水対策

(3) 保健医療・福祉

- 要配慮者の安全確保（再掲2）
- 感染症対策の推進
- 災害時の医療救護等体制の充実

(4) 保健医療・福祉

- 情報伝達手段の拡充強化
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用への協力
- 各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用
- 災害時における事業者等との連携強化（再掲1）

(5) エネルギー・産業

- 災害時における事業者等との連携強化（再掲1、4）
- 事業者における防災対策の強化
- 災害時業務継続地区（BCD）の構築を検討する

(6) 交通・物流

- 災害時における事業者等との連携強化（再掲1、4、5）
- 地域・都市の浸水対策（再掲2）
- 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備

(7) 農林水産

- 農業生産基盤の整備
- 農地及び農業用施設の保全
- 農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策
- 耕作放棄地発生防止の対策
- 水産基盤施設における防災対策の強化

(8) 環境

- 水質保全対策の推進
- 公害防止対策の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 災害がれきの発生による交通機能及び生活機能の停止
- 災害時業務継続地区（BCD）の構築を検討する（再掲5）

(9) 土地利用

- 地域防災力の向上（再掲2）
- 密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲2）

<横断的施策分野の推進方針>

老朽化対策

- 公共施設等における各種予防施策の推進